

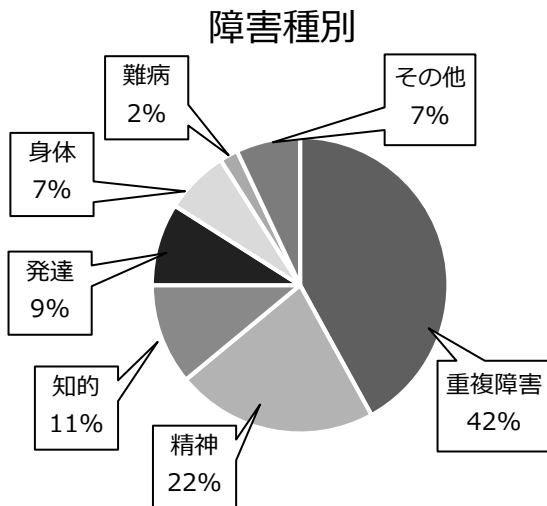
障害者相談支援体制整備に係る取組の実績等について

I 基幹相談支援センター

1 支援者支援

(1) 相談支援事業所等との共同支援（令和2年7月～令和6年2月末時点）

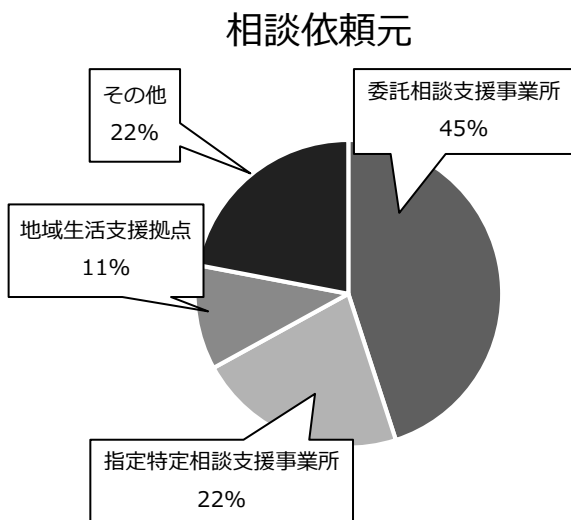
①共同支援ケースの特徴



当事者が抱える多様な背景

○当事者の特徴や心理的な葛藤等
手厚いケアを要する障害、自傷他害行為、支援希求の弱さ、障害理解の不足 他者への不信任感、対人関係の苦手さ、現在の生活や将来への強い不安 など
○家族のサポート等
家族の高齢化や病気によるサポート力の低下、家族との関係の不和、家庭内における複数の要支援者、家族の重い介護負担、家族からの虐待、過剰な干渉 など
○支援者との関係性等
過去にサポートを受けた経験がない、過去に支援を受けたが状況改善につながらなかった、支援者と家族が関係性を構築できない、支援者の経験不足 など
○地域社会からの影響等
地域とのつながりの希薄さ、職場・学校における障害の不理解や差別的な対応、知人からのDV、新型コロナウイルス感染症による生活の変化 など

②相談支援事業所等の支援者が抱える困難さ



支援者が支援実施上困難に感じていること

○インテーク
当事者が抱える問題に関する情報の収集・整理、支援に慣れていない障害種別の聞くべきポイント、本人と接触できない場合の情報収集の進め方 など
○アセスメント
本人の障害特性・人となり・ニーズの評価、情報が不足する場合の推論も交えた仮説の構築、現状に影響を及ぼす背景要因の整理 など
○プランニング
世帯全体に支援を要する場合のプラン作成、蓋然性の高い支援方針の確立、社会資源の情報収集や活用方法、本人・家族・支援者間の支援方針の共有 など
○インターベンション
支援に拒否を示すケースや困り感がないケースへの介入方法、関係機関との連携体制の維持、関係機関との役割の分担 など
○モニタリング
継続的な関与を通じた本人や家族との関係性の構築、本人と家族のニーズに違いがある場合の調整、状況の変化を捉えた支援方針や介入方法の見直し など

(2) 合同事例検討会

- ・前項で示した障害児者へのアセスメントを深め、蓋然性の高い支援方針を策定するために相談支援事業所等の支援者を対象として、令和3年度より実施している。
- ・精神科医とソーシャルワーカーをスーパーバイザーとして、年間5回実施している（令和3年度～5年度の延べ参加者数は417名）。

2 人材育成

(1) 計画相談実務担当者研修会

- ・相談支援専門員が、相談支援実務の基本を押さえつつ、安定的に事業を運営していくための基盤づくりを目的として実施している。
- ・令和3年度には、市内の指定特定相談支援事業所を対象に支援実施上の困難さに関する調査を実施し、ケースワーク過程におけるさまざまな場面で対応の難しさを抱えていることが明らかとなった。
- ・これら現場の課題を踏まえ、下記のとおり研修を実施してきた。

テーマ		参加者数
令和2年度	計画相談を行う上で大切なこと ～なぜアセスメントが必要か～	21名
令和3年度	いきいきと相談支援を続けていくために ～相談支援の実践と事業所運営の工夫～	33名
令和4年度	具体事例から、本人主体の計画相談と連携のポイントについて学ぶ	35名
令和5年度	計画作成のポイントを学ぶ ～本人理解を深めるためのアセスメントとは（実践例）～	22名

(2) 相談支援従事者人材育成セミナー（令和4年度のみ実施）

- ・将来的な本事業の委託事業化を見据え、地域において指導的な立場として人材育成に携わることができる支援者を養成するために実施した。

テーマ		参加人数
第1回	「相談支援従事者人材育成セミナー開催に向けた説明会」	29名(14法人)
第2回	「人材育成のプログラム形成までの基本的な考え方を学ぶ」	19名(15法人)
第3回	「スーパービジョンの概要や活用について知る」 「スーパービジョンの実際について学ぶ」	14名(11法人)
第4回	「自己覚知について」 「相手の本来の力を引き出し、人を活かすコミュニケーションについて」	15名(12法人)
第5回	「地域分析や社会資源開発までの基本的な考え方を学ぶ」	14名(13法人)

3 関係機関との連携

- ・地域の相談機関とのネットワーク形成や連携強化に向けて、市・区自立支援協議会への参加、ひきこもり支援連絡協議会やひきこもり地域相談会への参画、地域生活支援拠点や関係機関との連携等に取り組んできた。

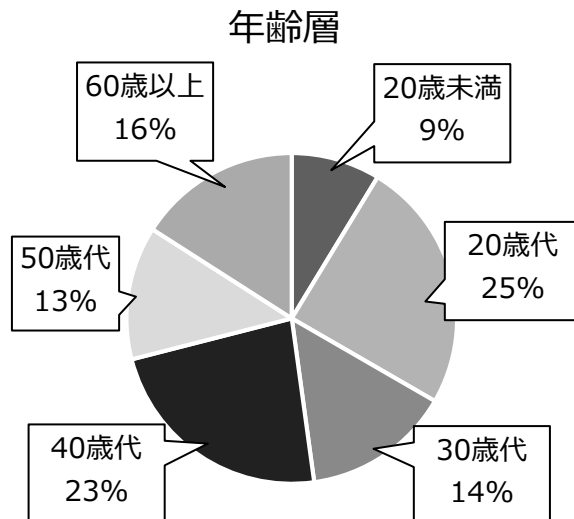
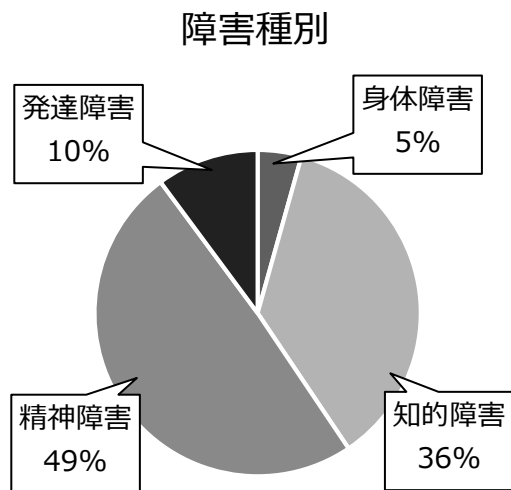
項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度見込
地域の相談機関との連携強化の取組件数	72回	48回	79回	68回

II 地域生活支援拠点

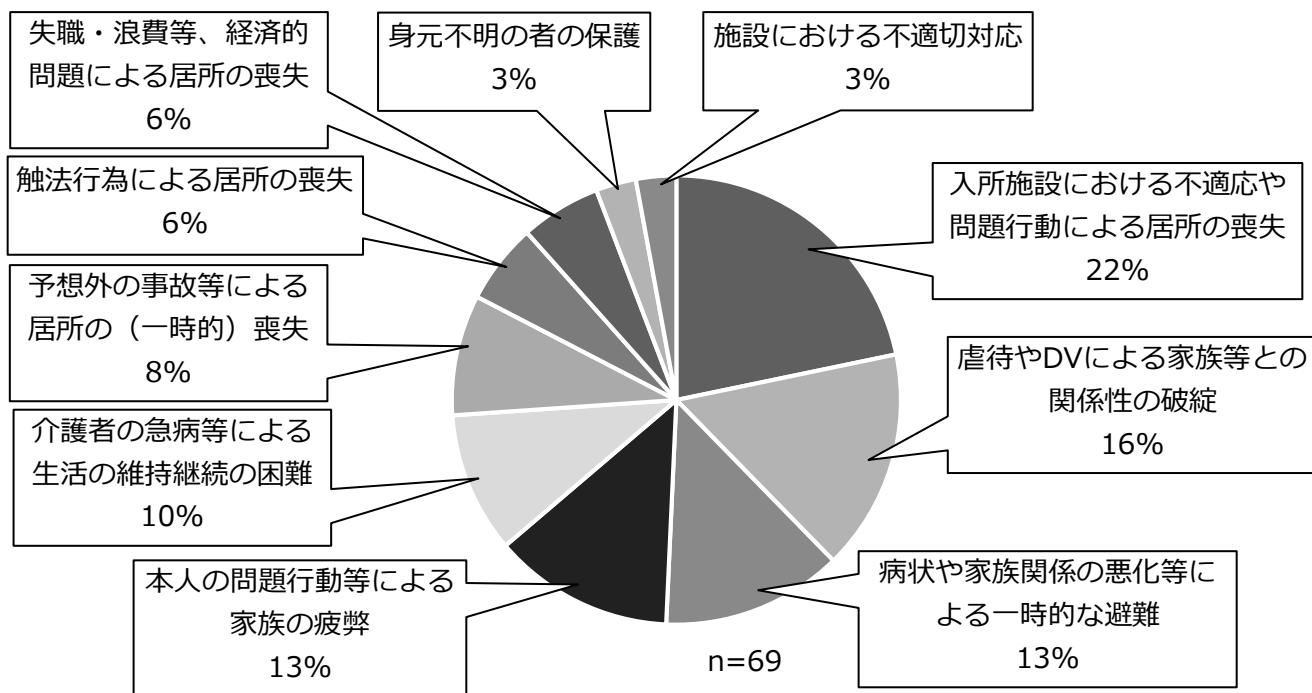
1 緊急受入れに係る相談・調整

(1) 緊急受入れ数（令和3年4月～令和5年10月末時点）

延人数 80名 実人数 69名（うち男性 42名，女性 27名）



(2) 緊急受入れに至った理由（緊急受入れケースから分析）



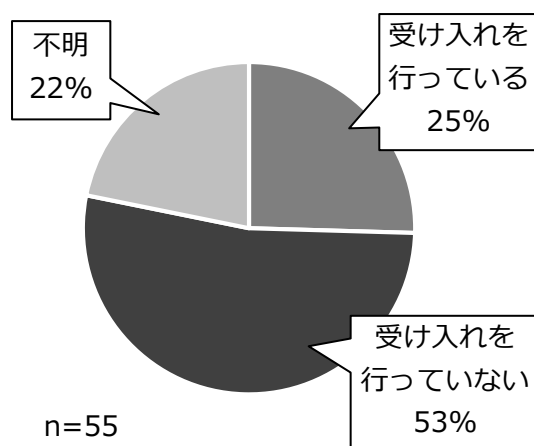
(3) 緊急で受入れを行った障害児者が抱える背景（緊急受入れケースから分析）

対象者の状態	対象者を取り巻く環境	支援者が感じる困難さ
<ul style="list-style-type: none"> ・他者との関係構築や集団適応の困難さ ・決まりを遵守する規範意識の低さ ・感情コントロールの困難さ・衝動行為 ・性的逸脱行動 ・日常生活動作(ADL)の自立度の低さ ・ストレスに対する対処能力の低さ ・支援希求の弱さ ・慢性的な幻覚妄想等不安定な精神症状 ・強いこだわりに基づく不適切な行動 ・重複障害によるケアの必要度の高さ 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族との良好でない関係性 ・家族による不適切な対応 ・家族の加齢等によるケア能力の低下 ・家庭内に複数の要支援者 ・日常的な見守り体制の不足 ・相談者の不在 ・経済困窮 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人との関係構築の難しさ ・本人・家族の支援に対する拒否 ・繰り返される問題行動への対応 ・自他傷害のおそれへの対応 ・将来を見据えた予防的視点による支援の実施 ・支援の継続性の確保 ・触法ケースへの対応 ・本人の意向や感情的な揺れへの対応

2 緊急受入れ機関のネットワーク形成

- ・市内の短期入所事業所、共同生活援助事業所を中心に 55 件を訪問。各事業所の特性のほか、緊急受入れの実施状況・実施の意向の把握に努めた。

緊急受入れの実施状況



緊急受入れが難しい主な理由

- ・他害等の問題行動がある場合は対応できない
- ・状態や人となり等が分からないと対応ができない
- ・緊急受入れの経験がない、不慣れである
- ・事業所の職員体制上対応ができない など

3 継続的支援のコーディネートについて

(1) 継続支援中のケースとその概要（令和5年10月末時点）

継続支援中のケース 24 件

概要

- ・触法行為やGHでの度重なる問題行動から、安定的な住まいを確保できない
- ・養育者の不在、ネグレクトにより施設入所を余儀なくされた
- ・家族の病気、加齢に伴うケア能力の低下により、自宅生活の維持・継続に困難が生じている
- ・本人の暴力により家族が避難し、突然孤立してしまった

(2) 主な連携機関

- ・ 区障害高齢課・保護課
- ・ 発達相談支援センター（北部・南部）
- ・ 基幹相談支援センター
- ・ 自閉症児者相談センター
- ・ 相談支援事業所（委託・指定特定）
- ・ 障害福祉サービス事業所（入所先・通所先）
- ・ 医療機関 など

(3) 支援チーム内で拠点が担う役割

- ・ 主たる支援者との情報共有・モニタリング
- ・ 住まいや日中活動の場に関する情報収集や調整
- ・ 本人・家族に対する訪問・面談
- ・ 支援者らに対する訪問等による本人との関わり方にかかる助言・指導 など

(4) 本人に見られた変化

- ・ 環境変化等による問題行動の改善
- ・ 新たな住まいや通所先の確保
- ・ 精神科医療の再開
- ・ 入所先施設における適応の促進
- ・ 他者との信頼関係・自信の回復

良い変化が見られた事例

グループホーム内で他の入居者とのトラブルやルールを守らないなど問題行動を繰り返していた。本人の意向や生活力を踏まえて、別のグループホームの見学や日中活動の機会の調整を行った。見学同行等を通じて、本人との望ましい関わり方を相談支援事業所と整理し、施設職員にフィードバックしたことで、施設の対応、本人の振る舞い双方に変化がみられ、グループホーム内での生活が安定した。